

**統一特許裁判所と欧州単一効特許：
ドイツ連邦憲法裁判所による判決でブレグジット以上に膠着状態へ**

2020年3月20日、ドイツ連邦憲法裁判所 (*Bundesverfassungsgericht*) による注目の判決が公表されました。ドイツにおける、統一特許裁判所 (UPC) 協定の批准を可能にする UPC 協定関連法案が違憲するとして提起された異議申立に対する判決です。これにより、UPC に主権を移譲することに相当する UPC 協定関連法案が無効となります。

この判決の根底にある主な理由は、当該関連法案が、ドイツ連邦議会 (*Bundestag*) 議員の3分の2以上の特定多数決により決定されていなかったという事実に帰します。会期中の争う余地もないビデオによれば、審議時に出席した議会議員が約35人でした。

ブレグジット国民投票による不確定性や、最近一部報道で UK がすでに UPC 協定を批准したにも関わらず UPC に関わりを持たないだろうということに関係なく、ドイツは UPC の運営に携わる指定加盟国の一員であるので、この公表された判決で確証されたように特定多数決要件の遵守により、ドイツ連邦議会による新たな承認を得ない限り、UPC のプロジェクトも、関連する欧州単一効特許も、先に進まないことになってしまいます。

判決の内容全文 (ドイツ語) は、こちらの[リンク](#)までご参照ください。判決の根拠と、形式要件の関係で司法権の移転が阻止され、更なる欧州統合が遅延するようなことが起きるべきではないということに基づいた3名の裁判官による反対意見が含まれます。裁判所のウェブサイトによるレポート (英語) はこちらの[プレスリリース](#)までご参照ください。